

9月10日は下水道の日です。

▶公共下水道へ接続してください

公共下水道が使えるようになった区域では、雑排水は6か月以内、くみ取り便所は3年以内に下水道接続することが義務づけられています。家庭や事業所から排出される汚水をきれいにして自然に返すため、公共下水道へ接続しましょう。

下水道が使えるようになった後、水洗便所に改造する人は、工事費に応じて融資が受けられます(付帯工事費は含まれません)。金融機関から受ける資金融資返済のうち、利子分を市が負担します。詳しくは☎へお問い合わせください。

▶宅内枘を掃除していますか

主に台所からの排水を受ける宅内枘(防臭枘)は、固形物や油分が堆積し排水管が詰まりやすくなります。日頃から清掃するようにしてください。

▶絶対に流さないで!!

水に溶けない紙・オムツ・布製品などを流すと下水道本管が詰まります。絶対に流さないでください。



☎上下水道課(東庁舎別棟) ☎71・2338 ☎72・2332

10月1日から

消費税率改定により 水道料金・下水道使用料が変わります

10月1日から水道料金や下水道使用料、水道新規加入申込金は、新税率が適用されます。ただし、水道料金、下水道使用料については、新税率の適用にあたり、経過措置があります。

- 偶数月検針地域については、10月20日検針分(9・10月分)まで消費税率は8%となります。
- 奇数月検針地域については、11月20日検針分(10・11月分)まで消費税率は8%となります。
- 令和元年(2019年)10月1日以降に使用を開始する水道料金、下水道使用料については新税率の10%が適用されます。

☎上下水道課(東庁舎別棟)

☎71・2351 ☎72・2332

人権シリーズ 災害と人権

災害発生時、避難所などの長期にわたる生活においては、高齢者・障がい者・外国人・女性・子どもなどは、特に人権に配慮が必要です。災害時だからこそ気を付けなければならぬことについて一緒に考えましょう。

高齢者

とっさの行動や的確な行動が難しい場合があります。インターネットなどからの情報収集が難しいため、情報が届きにくい人がいます。

障がい者

目に見える障がいだけでなく、視覚・聴覚・内臓疾患などの目に見えない障がいがある人がいます。避難所などで食料配付の連絡が口頭でなされた場合、聴覚障がい者に伝わらず、食事ができないことも想定されます。

外国人

日本語でのコミュニケーションが難しく、現在の状況やどう行動すればよいのかわからない人がいます。

女性

避難所に仕切られた授

乳・更衣スペースがない、女性用の物干しスペースがない、夜間の照明がないなど、女性に対する配慮が欠けてしまうことがあります。この場合、プライバシーの保護や防犯対策に配慮する必要があります。

子ども

災害のショックにより、大人以上に精神的に不安な状態になることが想定されます。

これらはほんの一例ですが、全ての人に必要な配慮と支援を行うことが大切です。

日頃からコミュニケーションをとり、住民同士のつながりを深めておくことで、災害時であっても安心感を得られることができます。地域の防災訓練、要配慮者支援体制の構築などを通じて、一人ひとりの人権に配慮しながら、どのような対応をすればよいのか日頃から考え、地域全体で支え合う仕組みづくりに努めましょう。

《今回は危機管理・防災課が担当しました》